

平成30年度 社会福祉法人岐協福祉会 事業計画

基本方針

少子高齢社会の一層の進展や人口の減少化に伴い、地域では様々な生活課題が深刻化しています。特に「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年(2025年)には、3人に1人が高齢者となる超高齢社会が予想され、要介護認定者や認知症高齢者の増加など高齢者に対する様々な課題に対応すべく、介護保険サービスの充実・強化はもとより「高齢者が地域における支え合い、助け合いの中で、住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らし続けることができる地域社会の構築」が望まれてきます。

岐阜市においても人口減少と高齢化が今後更に進み、一人暮らし高齢者や高齢者世帯に加えて、「老老介護」「認認介護」の現実の中で、支援を必要とする高齢者を支える「地域包括ケアシステム」(医療・介護・予防・住まい・生活支援が確保される体制)を構築していくことが喫緊の課題となっています。

このような状況において、岐協福祉会では地域包括ケアシステムを構築する一員として、3つの重点事業を掲げ、地域に信頼される総合福祉施設をめざします。

第1に、職員の人材育成・健康管理が重要であることから、職員が安心して希望をもって働くことができる職場環境づくりと人材育成に努めます。

第2に、大洞岐協苑特養棟の既存設備が老朽化してきたことから、利用者が快適に過ごしてもらえるように空調・照明の全面改修を検討します。また、大洞幼稚園跡地の土地取得と新施設の建設についても動向を見ながら計画を策定します。

第3に、サービスの特色化・差別化を図るとともに、今年度の介護保険法改正で示された介護度の改善に取り組むため、機能回復訓練機器を導入し利用者の満足度を高め、利用率の向上に繋がります。

こうした事業を積極的に行うことにより、岐協福祉会の理念に基づき、柔軟に対応できる自律した経営と質の高いサービスが提供できるよう役職員が一丸となって邁進します。

【 法人本部 】

1 重点目標

①地域社会への貢献(総合福祉の拠点としての機能の充実)

地域行事への参加・協賛を行い、地域に貢献します。

②人権尊重を大切にした生活の場(心豊かな生活ができるように環境を整える)

研修・育成体制を確立し、職員の資質向上を目指し、利用者・家族・関係団体との信頼向上に努めます。

③「愛情と理解」をもって、満足されるサービスの提供(入苑者、利用者、家族、ボランティア、地域住民への提供)

各設備の更新・整備を行い安心・安全な生活環境を整え、人材確保と定着率の向上の

ために、職場環境の整備を行います。

2 理事会・監事会・評議員会の開催

国の社会福祉法人制度の改革において、公益性・非営利性を確保するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する社会福祉法人の在り方を徹底することが示されたことを踏まえ、改正社会福祉法に準拠し経営組織のガバナンスの強化を図るため、次のとおり開催します。

- ①理事会 本法人のすべての業務執行の決定機関として、4ヶ月を超える間隔で年2回以上開催します。
- ②監事会 理事の職務執行を監査するため理事会等に出席するほか、計算書類等の監査のため監事会を年1回以上開催します。
- ③評議員会 従前の諮問機関から法人運営に係る重要事項の議決機関として、定時評議員会を年1回開催するほか必要に応じて開催します。

3 介護保険事業の経営

介護老人福祉施設事業、短期入所生活介護(大洞、日野)、通所介護、訪問介護事業、居宅介護支援事業は、実績を積み重ねており、地域包括ケアシステムの構築にも適切に対応してまいります。特別養護老人ホームでは、医療機関との協力をいり看取り介護の実践を行います。

地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型生活介護事業及び介護付有料老人ホーム日野岐協苑(地域密着型特定施設入居者生活介護)においても、利用者の心身の状況に応じ、適正な個別サービスの提供に努め、さらなる生活の質の向上を図っていきます。

平成30年度からは第7期介護保険事業計画がスタートし、全体で0.54%のプラスとなる介護報酬の改定も行われました。医療との連携、リハビリテーションの強化、重度化への対応、専門性の確保といった項目に加算体制の拡充が図られましたので、各事業の加算体制の見直しを図り、さらに充実したサービスが提供できるよう努めてまいります。

4 地域福祉の機能強化

岐阜市地域包括支援センター東部は、岐阜市から高い事業評価をもらい、平成30年度からも引き続き岐阜市から受託することになりました。(受託期間:平成30年度から3年間)今年度も様々な事業を通じて、地域との信頼関係深め、地域福祉の中核としての役割をより一層担っていきます。

また、7月からは市内を3ブロックに分け設置される機能強化型センターのうち、中ブロック(センター8か所)を担当する「岐阜市中ブロック機能強化型地域包括支援センター」の受託(受託期間:平成30年7月から平成33年3月)も決定しましたので、その体制を整

備し、地域包括ケアシステムの中核的役割を果たしてまいります。

介護保険事業及び軽費老人ホーム(ケアハウス)並びに地域交流室を活用し、計画的にカルチャースクール等を開催するほか、地域に向け、ふれあい広場や地域交流室を開放し、介護予防教室やコーラスグループの活動等、地域福祉の充実に努めていきます。

さらに、ボランティアの育成及び活動の場として施設を開放し、利用者をはじめボランティアや職員がともに地域福祉を考える場となるよう支援してまいります。

5 地域交流の推進

大洞岐協苑においては、地域交流行事の「春祭り」「ほたる祭り」「夏祭り」「里山祭り」「映画鑑賞会」「みどりっこハウス」などの地域と連携した行事・事業への積極的な参加や協力を行い、地域との交流が発展する事業展開を推進してまいります。

日野岐協苑では、「秋祭り」「文化祭」が恒例行事となり、さらに内容を拡充し、地域との交流が今まで以上に活発となるような交流事業をしてまいります。

6 経営基盤の強化・資産の管理

基本財産・運用財産及び公益事業財産は、常に安全で効率的な維持管理に努めるとともに、法人及び介護保険事業等の健全な運営を維持するため経営基盤の強化を図ります。

大洞岐協苑では、特養棟が25年、ケアハウス棟が15年経過し建物等の老朽化も目立ってきています。特養棟では空調設備更新・照明のLED化・ガス配管の更新等、ケアハウス棟ではトイレ設備のリニューアル工事等の施設整備を行い、生活環境の向上に努めます。

日野岐協苑では10年度目を迎え、建物等にも維持保全が必要になってきましたので、随時対応してまいります。

建物、施設等は、保守点検を定期的の実施するほか、清潔な生活環境を整えるため清掃、消毒等の充実に努めてまいります。

さらに共通事項として、介護記録ソフトの運用を推進し、業務の効率化を図ることによる職場環境の改善を行います。

7 非常災害対策

大洞岐協苑は山に、日野岐協苑は川に近く位置するため、土砂災害や河川氾濫に備えた避難確保計画を平成29年度に整備しました。その計画に基づき、利用者の安全を図るため、職員への防災教育の徹底を図るとともに、避難救出訓練を実施します。また、別に定める防災等管理規程に従って、地震及び火災を想定した避難救出訓練を年2回以上実施するとともに、消防設備の保全及び整備点検に努めます。

なお、避難救出訓練には地域住民の協力を盛り込み、地域で実施される防災訓練に

対して職員や利用者が参加できるよう計画します。

8 事業所の連携向上

平成30年3月現在において、3拠点11事業所の運営をおこなっているが、高齢者福祉・介護業界を取り巻く環境も年々大きく変化し、将来にわたって岐阜市東部地域の総合福祉施設として存在し続けるためには、戦略的な事業運営と連携向上が不可欠です。

平成30年度は、昨年まで2年間取り組んだ人材育成コンサルティングによる「ビジョン型企業づくり」で得たノウハウを生かし、幹部職員が作成する「経営計画書」をベースに、職員がやりがいと誇りを持って働ける職場づくりの実現に努めます。

また、事業内容の適正化と事業所間の連携を更に向上させるため、次の会議を開催します。

- | | | |
|-----------------|-----|--|
| ① 経営会議 | 毎月 | 課長級以上の職員で構成し、事業運営について協議する。 |
| ② 事業所連絡会議 | 毎月 | 各事業所の代表者で構成し、課題、懸案事項、苦情、事故の報告と対応策等を協議する。 |
| ③ 全体職員会議 | 毎月 | 全職員を対象に、当面の重要事項や課題等について伝達と指示を行う。 |
| ④ 広報会議 | 毎月 | 各事業所の委員で構成し、広報誌「ほほえみ」の編集、ホームページ・ブログの更新、PR活動等について協議する。 |
| ⑤ 安全衛生委員会 | 毎月 | 安全衛生委員・産業医で構成し、職員の健康確保と快適な職場環境づくり、労働災害事故・交通事故予防について協議する。 |
| ⑥ 経営分科会 | 毎月 | 経営会議が任命する職員により構成し、経営会議の指示により、特定の課題や計画の推進のため、調査及び研究を行なう。 |
| ⑦ 運営改善会議 | 年2回 | 給食・リネン・清掃業務の現状報告・問題点・改善事項等について協議する。 |
| ⑧ 河村病院と岐協苑の連絡会議 | 年2回 | 協力医療機関である河村病院との連携を強化し情報交換の場としての連絡会議を行う。 |

【 大洞岐協苑事業計画 】

1 特別養護老人ホーム大洞岐協苑

地域の皆様に信頼される施設として、利用者・家族の意向を尊重したサービスの提供に

努めます。心身ともに穏やかに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。また、利用者の人権を尊重し、生き甲斐を持って生活できるように個別ニーズの把握に努め、「愛情と理解」をもってニーズに即した処遇の充実を図ります。

特に、機能訓練の充実に注力し、新たに導入される機能回復訓練機器を活用し、利用者満足度の向上を図り、パワーリハビリテーション、機能訓練、リラクゼーションの3種が整ったリハビリテーションを提供します。

(1) 重点目標

- ① 利用者・家族・地域・ボランティア・関係機関と協力し、安心して利用できる施設になります。
- ② 個々の要望に沿ったケアを心がけ、感染症予防に努め、健康管理を行います。
- ③ 介護段位認定取得者(アセッサー)による育成を充実させ、介護の質向上を行い満足度の向上を図ります。

(2) 施設サービス計画

利用者・家族の意向を尊重しながら多職種での話し合い、画一的にならないよう利用者一人ひとりに計画を策定します。また、健康状態の変化や看取り状態に対してはカンファレンスの迅速化を図り適切なサービスを提供します。利用者の主体性を尊重し意思決定を側面から支援します。

(3) 介護サービス

サービスの提供に当たっては、個別のサービス計画に基づき利用者の心身の状況に応じた適切なケアを提供し、重度化や看取り介護に対応します。

(4) 機能訓練

利用者が笑顔で生活できるよう、その健康状態及び運動能力を把握し、機能及び健康の維持増進を図り、生活の質の向上を目指し、多職種と連携して機能訓練を実施します。

(5) 食事サービス

- ① 利用者の嗜好や季節の食材を生かした献立を作成するとともに、医師の発行する食事箋に基づいた治療食や嗜好による代替食など利用者の状況にあったものとします。
- ② 利用者の栄養状態を把握し、多職種と連携して栄養ケア計画書を作成し、計画に沿った食事を提供します。
- ③ 刻み食やソフト食、トロミ剤の使用により安全に食事の摂取を図るとともに、多職種との連携により食事形態・食事姿勢・介助方法などを検討し誤嚥の防止とできるだけ口からの食事摂取が継続できるように努めます。

- ④ 利用者満足度向上のため、新メニューの提案や2ヶ月に1回のバイキング昼食週1回の選択メニュー・手作りおやつを提供します。また嗜好調査を実施しニーズの把握に努めます。
- ⑤ 厨房職員の衛生面の徹底と技術の向上を図り、安全な食事を提供するとともに、感染症の予防に努めます。

(6) 看護サービス

利用者一人ひとりの既往歴や現疾病の状況を十分に把握し、常に体調の変化に留意し、多職種との連携を密に必要な医療処置、病気の予防、看取り介護の実施など健康管理に努めます。特に、感染症の予防と早期対応に努めます。服薬中の薬剤については看護職員が管理し、予薬介助にミスのないように十分に注意します。

- ① 嘱託医の診察 内科 週2回（火・金曜日） 精神科 月1回
- ② 歯科医の診察 週1回（水曜日） 月3回
- ③ 健康診断 年1回
- ④ 体重測定 毎月
- ⑤ 予防接種 インフルエンザ予防接種等
- ⑥ 看取り介護 本人・家族意思を尊重し実施
- ⑦ 職員の健康管理

定期健康診断	夜間勤務職員	年2回	その他の職員	年1回
定期検便	栄養士	毎月	直接処遇職員	年1回

(7) 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図るため、次の会議を開催します。

〈月1回開催〉

特養会議、介護職員会議、行事委員会、給食委員会

事故・身体拘束・感染症委員会、介護力向上委員会、入所検討委員会

〈年3回開催〉

利用者懇談会

〈年1回開催〉

家族会議

(8) 研修

利用者の尊厳を守り、生活の質の向上を目指すことを目的に職員教育・研修を実施し、専門職としての技術と知識を持った人材を育成します。

- ① 苑内研修 感染症及び食中毒予防研修、事故防止研修、接遇研修、ターミナルケア研修等を実施します。

- ②苑外研修 各機関が実施する研修会に参加します。
- ③新人研修 理念を伝え、着実なステップアップの第一歩として実施します。

(9)非常災害対策

利用者の安全を図るため、別に定める防災等管理規程に従って、避難救出訓練を年2回実施します。また、消防施設の保全及び整備点検に努めます。

(10)建物施設管理

建物、施設等は、保守点検を定期的実施するほか、清潔な生活環境を整えるため清掃、消毒等を行います。

(11)岐阜市高齢者等緊急一時保護事業(平成30年度から開始する岐阜市の委託事業)

夜間や休日に警察等で保護された高齢者等を一時的に保護し、心身の安全を確保する目的にて実施する事業を受託し、相談があった場合の受け入れ態勢確保に努めます。

2 短期入所生活介護事業

施設において日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとし、利用者の在宅生活の維持に貢献します。地域の期待やニーズに応えるために、利用者及び家族が安心して利用できるサービスを提供します。

(1)重点目標

- ① ケアマネジャーや各関係機関と協力し、選ばれるサービスの提供を行い、利用率85%を目指します。
- ② 地域包括ケアシステムの一員として、多職種や地域との連携を密にとり、本人と家族の意向や希望に沿い、充実したサービスの提供を行います。

(2)重点目標に対する行動計画

- ① 利用者、家族に寄り添い、気持ちの良い挨拶、言葉づかいを心がけます。
- ② フロアが居心地のよいリビングとなるように、利用者同士が交流できる雰囲気作り・レクレーションを実施します。
- ③ 自宅での様子を家族やケアマネジャーから聞き取り、要望に応えるよう食事・環境を提供します。
- ④ 問い合わせに対し迅速な対応ができるように、事務所内の情報共有を図ります。
- ⑤ 家族、ケアマネジャーが気軽に様子を見に来ることができるよう、行事案内の実施や受付職員も含め統一した対応に努めます。

(3) 介護サービス

- ① 居宅サービス計画に基づき、利用者の自立支援及び利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供します。
- ② 利用者に対し、1週間に2回以上その状態に応じ適切な方法により入浴、清拭及び部分浴を実施します。
- ③ 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行います。
- ④ おむつ使用者には、形態別おむつ使用、随時交換など適切な介助を行います。
- ⑤ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- ⑥ 利用者の身の周りの整理整頓に努め、室内の換気、温度調整に注意を払い、落ち着いた環境空間を提供します。
- ⑦ 衣類は清潔に心掛け、洗濯は適切に行います。
- ⑧ 心身の状況等を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

(4) 食事サービス

- ① 摂取状況を観察し、多職種と連携を図り適切な食事を提供します。
- ② 刻み食やソフト食、トロミ剤の使用により安全に食事の摂取を図るとともに、多職種との連携により食事形態・食事姿勢・介助方法などを検討し誤嚥の防止とできるだけ口からの食事摂取が継続できるように努めます。
- ③ 利用者満足度向上のため、新メニューの提案や2ヶ月に1回のバイキング昼食・週1回の選択メニュー・手作りおやつを提供します。また嗜好調査を実施しニーズの把握に努めます。

(5) 健康管理

利用者の健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、必要に応じ主治医又は嘱託医との連携を図る等、健康管理に万全を期すものとします。

(6) 機能訓練

利用者の皆様が在宅生活を継続できるよう、希望に応じて、身体機能の維持及び健康の増進を目標に機能訓練を行います。

(7) 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図るために併設の特別養護老人ホームと一体的に委員会活動を実施します。また、短期入所生活介護事業の介護力の向上及びつながりのある支援を行うため、居宅サービス向上委員会(月1回、デイサービス、ヘルパー事業所

とともに行う)を開催します。

3 老人デイサービスセンター大洞岐協苑

指定居宅サービスである通所介護事業の適正な運営を確保するとともに、要介護状態等にある高齢者等に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の生活指導及び介護サービスを行います。

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った介護サービスを提供し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援する事を目的とします。

市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業では、状態に即した自立支援と「生活機能向上・目標指向型」のサービス提供に努めます。また、利用者の要望を把握し、多様なサービス体制にて、多くの方々が利用できる環境を整えていきます。

(1)重点目標

- ① 居心地の良い空間と安全に配慮したゆとりのある環境をつくり、事故ゼロを目指します。
- ② 思いやりのあるきめ細やかなサービスを提供し利用者満足の上と稼働率 90%を目指します。
- ③ 日常生活に活かせるようなリハビリテーション活動を提供し、在宅生活の継続を支えます。

(2)通所介護事業(要介護を対象)

① 通所介護計画

サービス提供の開始に際しては、居宅サービス計画に沿って利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、サービスの具体的な内容をもりこんだ通所介護計画を作成し、適切なサービスの提供にあたります。

② 通所介護の内容

ア 生活指導(相談援助)

日常生活相談及び介護保険適用サービス相談

イ 介護サービス

移動、入浴、食事、排泄等の介助及び見守り等のサービス

ウ 健康状態の確認

心身の健康状態等体調の観察及び確認と連絡

エ 食事

利用者への栄養価と嗜好をもとに、個人の健康状態に配慮した食事形態の提供

オ 入浴

身体状況にあわせて、特殊浴槽又は一般浴槽により入浴又は清拭の実施

カ 送迎

身体状況に合わせた送迎の介助及びリフト付きバス等による送迎

③ 機能訓練

機能訓練指導員が中心となり、利用者個別の健康状態・日常生活動作の把握と具体的な生活目標の設定を行い、その実現に向けて、多職種協働で個別機能訓練計画を作成し訓練を実施します。

④ 余暇活動

利用者に対して集団的に行うレクリエーションとともに、個別レクリエーションを実施し、創作活動・生活機能維持・向上を強化します。また、季節を感じる外出活動や手作りおやつ、製作活動を実施します。

⑤ 利用定員 30名

介護支援専門員との連携のもと、定員の充足を図るよう努めます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業 通所介護相当サービス事業(事業対象者及び要支援を対象)

① 通所介護計画

サービス提供の開始に際しては、介護予防サービス・支援計画に沿って利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、機能訓練等の目標、サービスの具体的な内容を盛りこんだ通所介護計画を作成し、適切なサービスの提供にあたります。

② 事業内容

ア 共通サービス

生活相談、入浴・送迎・食事の各種サービス、健康管理等については、通所介護事業と同等の内容で提供します。

イ アクティビティ(集団レクリエーションや創作等の活動)

地域行事への参加や季節感を取り入れた、学習・創作・音楽・料理・ゲーム等の活動を小グループ制で実施します。

ウ 選択的サービス

運動器機能の向上が図れるよう、利用者個人ごとの日常動作の把握と具体的な生活目標の設定を行い、その実現に向けて、多職種協働で個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を行います。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業 デイサービス事業(事業対象者及び要支援を対象)

① 運動器機能向上サービス

機能訓練指導員を中心に看護職員、介護職員が共同して個別計画を作成し適切なサービスを実施します。

② 栄養改善サービス

管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づくサービスを実施します。

③ 口腔機能向上サービス

口腔機能の低下している又はその恐れのある利用者に対し口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づくサービスを実施します。

(5) 基準緩和型デイサービス事業(事業対象者及び要支援を対象)

通所介護相当サービス事業の指定にかかる基準を緩和した基準により指定を受けた事業所として、2時間を基準として通所介護相当サービス事業と同程度の支援を行います。

4 大洞岐協苑訪問介護事業所

要介護状態等となった高齢者等が、住み慣れた町で安心・安全に暮らし続けていくために、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護や生活援助など生活全般にわたる援助を行います。利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った介護サービスを提供し、精神面の支援を含め自立支援に努めます。

また、利用者の生活状況を常に把握し、必要に応じて適切で迅速なサービスが提供できるよう、地域包括ケアシステムの一員として居宅支援事業所や地域包括支援センターとの連携や情報交換に努めていきます。

(1) 重点目標

- ① 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携を強化し、新規相談や計画変更について柔軟な対応を行い、活動時間の増加を図ります。
- ② ヘルパー技術向上のため定期的に研修を実施し、より質の高いサービス提供を目指します。

(2) 訪問介護事業(要介護を対象)

① 個別援助計画

サービス提供の開始に際しては、居宅サービス計画に沿って利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、サービスの具体的な内容をもりこんだ個別援助計画を作成し、適切なサービスの提供にあたります。

② 事業の内容

個々の利用者の個別援助計画にそって必要なサービスを提供していきます。サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、各利用者担当のヘルパーに対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、各利用者担当のヘルパーから報告を受けます。

③ サービスの内容

ア 身体介護

食事、排せつ、体位交換、衣類着脱、入浴、身体の清潔、洗髪、通院、安否確認、その他必要な身体介護を行います。

イ 生活援助

調理、洗濯、掃除、買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事援助を行います。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護相当サービス事業(事業対象者及び要支援を対象)

① 個別援助計画

サービス提供の開始に際しては、介護予防サービス・支援計画に沿って利用者の状況や要望等を踏まえ、自立支援につながる具体的な支援内容をもりこんだ個別援助計画を作成し、適切なサービスの提供にあたります。

② 事業の内容

訪問介護事業と同等の内容で提供します。

③ サービスの内容

入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び日常生活等に関する相談助言を行います。

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業ホームヘルプ事業(事業対象者及び要支援を対象)

岐阜市が実施する日常生活支援総合事業として、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なケアマネジメントに基づきサービスを提供し介護予防につながる活動を行います。

(5) 有償サービス

介護保険サービスでは対応できない病院付添いなどの要望について、有償サービスにて対応します。

(6) 研修

研修の目標、内容、研修時期等を定めた研修計画を作成し、登録ヘルパーを含む全訪問介護員を対象に資質向上を目的とした研修を実施します。

5 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症対応型共同生活介護は、要介護者又は要支援2以上の要介護認定であって、認知症の状態にある者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能

力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

(1) 重点目標

- ① 利用者の主体性を活かし個別ケアの充実を図ります。
- ② 利用者の重度化に対応するため、医療連携体制の構築に努めます。
- ③ 事故ゼロを目指し、安全で安心した生活が送れるように支援します。

(2) 介護計画

認知症対応型共同生活介護計画は、計画作成担当者が作成し、介護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ具体的なサービス内容とします。

(3) 介護サービス

サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき利用者の心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や進行の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、利用者の意思や希望を受け止め、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

(4) 家族とのかかわり

利用者にとって家族とのつながり、支えはとても大切であり、家族との交流については利用者の状態や家族の状況に配慮しながら、積極的に取り組んでいきます。毎月の報告書によって生活の様子を伝えるとともに、行事や家族会への参加を呼びかけ家族の安心と信頼を得るよう努めます。

(5) 地域との交流

地域密着型サービスとして求められる事業運営のため定期的に運営推進会議を開催します。地域関係者との情報交換を行い、ボランティア等の受け入れを積極的に行います。また、地域のふれあいサロン等へ月 3 回以上は参加し交流を深めることで地域との協力体制が築けるよう努めます。

(6) 外部評価

グループホームの現状を多角的に分析し改善を図り、サービスの質を高める目的で外部評価を実施します。(1年に1回)また、その結果については運営推進会議にて報告しサービスの質の向上につなげていきます。

6 在宅介護支援センター大洞岐協苑

指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するとともに、要介護等の認定を受けた高齢者等が住みなれた場所で生活するために、利用者のニーズを各サービス実施事業者に伝え、必要なサービスの理解を求めながら、ケアマネジャーが居宅サービス計画を作成し適切に介護サービスの提供を図ります。

特に、様々なニーズに応えるため、広く関係機関等と情報を交換し、必要な知識を習得してケアマネジメントの質の向上に取り組むとともに、親切丁寧な相談支援に努めます。

(1) 重点目標

- ① 医療との連携及び多職種協働によって、利用者を取り巻く様々な社会資源との関係を強化します。
- ② 居宅サービス事業所との意思疎通・情報交換を密に行います。
- ③ 常に利用者に寄り添い、その立場に立った質の高いケアマネジメントを提供できるように支援者としてのスキルアップに努めます。

(2) 居宅介護支援事業(介護保険事業)

- ① 居宅サービス計画は、ケアマネジャーにより要介護等の認定者が自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者等及びその家族の希望を踏まえて居宅サービス計画を作成します。
- ② 居宅サービス計画は、保険給付の対象になるか否か、その種類、内容及び利用料等について高齢者等又はその家族等に説明し同意を得るものとします。
- ③ 居宅サービス計画に位置付けたサービス等は、サービス担当者会議又は照会等によりその担当者から意見を求めます。
- ④ 居宅サービス計画は、介護認定審査会の意見又はサービスの種類の指定がされている場合は、その内容にそって作成します。
- ⑤ プラン作成後は、月1回は利用者宅を訪問し、サービスの実施状況を把握し、必要に応じてプランを変更し事業所等へ連絡調整します。
- ⑥ 要介護状態等の更新は、要介護認定等の有効期間の満了の30日前になされるよう援助します。

(3) 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業(地域包括支援センターからの受託事業)

地域包括支援センターとの連携を一層緊密におこない、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの積極的な拡充を図っていきます。

介護予防サービス・支援計画作成後は、毎月モニタリングを記録し、3か月に1回は利用者宅を訪問しサービスの実施状況を把握し、必要に応じて計画を変更し事業所等へ連絡

調整を行います。

(4) 介護認定調査(岐阜市及びその他の市町村からの受託事業)

介護保険の更新認定に必要な訪問調査を積極的に受託し、訪問調査後すみやかに調査票を作成します。また、岐阜市の実施する介護認定調査員研修に参加し、スキル向上に努めます。

(5) 介護支援専門員実務研修実習生の受け入れ

介護支援専門員実務研修にかかる岐阜県指定研修機関である社会福祉法人岐阜県福祉事業団岐阜県福祉総合相談センターからの要請により、介護支援専門員実務研修実習生を受入れます。

(6) 会議等

利用者の情報や留意事項などの伝達を目的とした会議を週1回以上開催します。事業所内で情報を共有し、適切なケアマネジメントが行えるようケアマネジャーの資質向上に努めます。

(7) 地域とのかかわり

地域包括支援センターが中心となって構成する心をつなぐほっとメイト会の活動や、東部地域の介護福祉関係者にて構成する東部在宅ケア会議に積極的に参加し、連携や情報交換を行うことで地域福祉の向上や認知症予防及び啓発活動に努めていきます。また、地域サロンへの参加も継続していきます。

7 軽費老人ホームケアハウス

軽費老人ホームケアハウスは、身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため独立して生活するには不安が認められ、家族と同居できない者及び自炊等が困難で不安のある者に対し、住居を提供し、利用者の自主性を尊重することを基本とし、利用者が明るく心豊かで自立した生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、介護予防を主とした余暇活動、社会参加を目的とした地域交流の場の提供、疾病、災害等の緊急時の対応等処遇に万全を期するよう努めるものとします。利用者の自立への援助は、職員が共通認識に基づき一致した対応が重要であり、職員間の連携体制を確立します。

(1) 重点目標

- ① 居宅サービス事業所との連携を図り、利用者が安心した生活ができるようサービスの提供につなげます。

- ② 利用者が安全快適な生活ができるよう環境整備に努めます。
- ③ 地域包括支援センターや居宅支援事業所へのPR活動を積極的に行い、入居申込者の確保に努めます。

(2) サービスの提供

① 相談援助

利用者に対しては、親身になって相談に応ずるとともに利用者間の調整を図るため適切な助言を行います。介護サービスについては、必要に応じて居宅介護サービス事業所等と十分な連携をとり積極的な援助に努めます。また、関係機関や併設事業所とのコミュニケーションを密にし、介護状態の進行によりケアハウスでの生活が難しくなった利用者への対応と準備を進めます。

② 食事の提供

利用者に対し毎日3食を栄養士の献立に基づき、利用者の希望を考慮し栄養バランスに留意した食事の提供をします。

③ 入浴

大浴場は、月曜日から土曜日まで、小浴室は、毎日、入浴できるよう衛生面や安全に配慮し準備します。

④ 余暇支援

介護予防を主としたレクリエーションや、カラオケ・アレンジフラワー・編み物、絵手紙などの企画を実施し余暇の充実に努めます。また、社会参加を目的としたFC 岐阜キャラバン体操や介護予防教室などの地域交流の場へ積極的に参加できるよう支援していきます。

(3) 生活の援助

利用者に対する日常生活の援助、介護及び介助等は、原則として行わないものとします。

ただし、緊急時及び一時的に必要な場合は、利用者に対して必要な介護等を行います。

(4) 健康管理

健康診断 年 1回 予防接種 インフルエンザ予防接種等

服薬管理が難しくなった利用者に対しては服薬管理及び予薬介助を行います。

(5) 非常災害対策

火災、地震、風水害等の非常災害に備えて、別に定める施設防災管理規程に従って、避難救出訓練を年2回実施するとともに利用者に防災に心掛けるよう指導を行います。また、施設の保全及び整備点検に努めます。

【 岐阜市地域包括支援センター東部事業計画 】

岐阜市からの受託事業である岐阜市地域包括支援センター東部(以下、「包括東部」という。)は、平成30年度、受託契約を更新し通算6年目を迎えます。平成30年1月には長年の懸案事項であった事務所の所在地を、地域関係者の協力を得て東部地域の中心地に移転することができ、相談しやすい環境を整えることが出来ました。今年度は職員体制の拡充により4名から5名にセンター職員が増員されますので、これまで以上に相談援助や訪問活動の充実に努めてまいります。

また、地域包括ケアシステム構築のため地域活動へも積極的に参加して行きます。日常生活圏域協議体や地域ケア会議を開催し、地域や関係機関とのネットワークを拡大して連携を深めてまいります。

福祉関係者有志による「心をつなぐほっとメイト会」(注1)の活動は参加事業所の輪が拡がり「認知症お出かけサポート訓練(徘徊者搜索模擬訓練)」「認知症カフェ」の活動も各地域で実施出来るようになりました。今後はさらに活動を発展させ、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」について、地域や関係機関と共に計画し実施できるよう努めます。

平成30年7月より新たに設置される岐阜市中ブロック機能強化型地域包括支援センターとは連携を密に図り、地域課題への取り組みをより充実したものにしていきます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントでは、市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、利用者及び地域住民に広く理解が得られるよう努めます。高齢者の尊厳ある生活の継続や安定のため、多様な社会資源を活用し必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

包括東部は、地域の介護予防・介護支援の中核的機関として、保健師(又は経験のある看護師)や社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、以下の重点目標を掲げ次のような業務を行います。

(1) 重点目標

- ① 地域の関係機関と連携し高齢者の居場所作りに努めます。
- ② 積極的なアウトリーチを行いフレイル予防に取り組みます。

(2) 包括的支援事業等

- ① 総合相談・支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務
- ⑤ 認知症地域支援推進員の配置
- ⑥ 医療と介護の連携推進事業

⑦ 市と連携して生活支援体制整備事業を推進すること。

(3) 岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

- ① 予防サービス事業(訪問型予防サービス等)
- ② ケアマネジメント事業
- ③ 事業対象者の把握事業

(4) 指定介護予防支援事業(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

- ① 介護予防サービス・支援計画は、地域包括支援センター職員または介護支援専門員等により、要支援の認定者及び事業対象者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の希望を踏まえて介護予防サービス・支援計画を作成します。
- ② 介護予防サービス・支援計画は、保険給付の対象になるか否か、その種類、内容及び利用料等について利用者又はその家族等に説明し、同意を得ます。
- ③ 介護予防サービス・支援計画に位置付けたサービス等は、サービス担当者会議又は照会等によりその担当者から意見を求めます。
- ④ 介護予防サービス・支援計画作成後は、毎月モニタリングを記録し、3か月に1回は利用者宅を訪問しサービスの実施状況を把握し、必要に応じてプランを変更し事業所等へ連絡調整を行います。
- ⑤ 要支援状態等の更新は、要介護認定等の有効期間の満了の30日前になされるよう援助します。

(5) 岐阜市が行う在宅高齢者の自立支援につなげる業務

岐阜市が行う在宅高齢者の自立支援につなげる業務は、下記に掲げる事業をいいます。また、これらの事業について、相談に応じて必要な対策を講じていきます。なお、継続的及び専門的支援を要する場合は、各事業の関係要綱等に基づく申請や介護予防サービス支援計画書等の作成支援を行います。

地域包括支援センターは、主治医・ケアマネジャー・保健師等と連携し、効果的なケアマネジメントを推進することが重要となり、具体的な実施方法や支援のための専門的知識・技術の習得・効果的なサービスを展開する必要があります。また、ケアマネジメントを地域包括支援センターで一体的に実施することにより、介護サービス、医療サービス、地域での支え合いによる制度外のインフォーマルサービスなど様々な社会資源を活用した総合的なケアマネジメントを実施します。

- ① 緊急通報装置の相談ボタンによる相談に応ずること。
- ② 生活管理指導短期宿泊事業の利用申請等に関すること。
- ③ 福祉器具給付事業の利用申請等に関すること。
- ④ 配食による安否確認事業の利用申請等に関すること。

- ⑤ 家族介護用品支給事業の利用申請等に関すること。
- ⑥ 高齢者住宅改善促進助成事業の利用申請等に関すること。
- ⑦ その他要援護高齢者の保健福祉サービスの利用申請等に関すること。

(6) 岐阜市日常生活圏域協議体設置事業

岐阜市では、平成28年度から日常生活圏域において協議体を立ち上げ、生活支援等サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画による話し合いを実施してきました。包括東部は引き続き、情報の共有・連携強化の場及び連携・協同による資源開発等を行うことを目的とした協議体を設置し、住民主体による集いの場の検討、その他の地域住民の自主的な取組による生活支援等サービスの創出を目的とする会議を年4回以上開催します。

(注1)「心をつなぐほっとメイト会」

包括東部を中心に、地域のケアマネジャーや介護事業所の相談員等であり、認知症サポーターキャラバンメイト(認知症サポーター研修の講師資格)の有資格者を中心として有志にて構成。地域の「認知症見守り体制の構築」を目標に活動する任意団体。

(注2)ほっとメイト会員

認知症サポーター研修を受講した方の中から、「心をつなぐほっとメイト会」が主催したステップアップ研修を修了した方。

【 日野岐協苑事業計画 】

1 介護付有料老人ホーム(地域密着型特定施設入居者生活介護)

岐阜のシンボルである岐阜城を仰ぎ見る長良川の畔にある極めて良好な環境にて、利用者には安心と安らぎのある家庭的な暮らしが提供できるよう日常生活の支援に努めます。基本姿勢は、利用者の福祉を重視して安定的、継続的な事業運営を確保し、さらに前進する経営体質を確立します。また、利用者及び家族の意向を尊重したケアを実施し、医療・看取り介護及び機能訓練ニーズの充足をします。また、地域との関わりをさらに深く、しっかりと地域に根を張る施設をめざします。

(1) 重点目標

- ① 地域貢献・人権尊重・愛情と理解の3つを柱に利用者満足度の向上と有料老人ホームとしてのサービスの確立に努めます。
- ② 常に相手を理解する、共感する、といった人としての感性を大切にケアを行います。

(2) 介護サービス

施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者の心身の状況に応じ適切な技術を持ってサービスの提供に当たります。

介護の基本を常に意識し、共感と傾聴を基本とし介護職員としての時代に応じたスキルアップと資質の向上を図ります。

- ① 利用者に対し、1週間に2回以上その状態に応じ適切な方法により入浴、清拭又は部分浴を実施します。
- ② 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行います。
- ③ おむつの使用者には、形態別おむつ使用、随時交換など適切な介助を行う。また、自立の支援として、おむつを使用しない排泄を検討します。
- ④ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- ⑤ 利用者の身の周りの整理整頓に努め、室内の換気、温度調整に注意を払い、落ち着いた環境空間を提供します。
- ⑥ 衣類は清潔に心掛け、洗濯は適切に行います。
- ⑦ 看取り介護希望者には案内と説明をし、本人・家族・医師の同意の下行います。

(3) 機能訓練

利用者の誰もが、毎日気持ち良く、楽しく、笑顔でいられるよう、その健康状態及び運動能力を把握し、可能なかぎり身体機能の維持及び改善並びに健康の維持増進を図り、QOL(生活の質)の向上と医師、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種のもが協働して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を実施します。下肢筋力向上と口腔機能の改善を目標に、毎日の健康体操として朝のラジオ体操や毎食前の嚥下体操を行います。

(4) 食事サービス

誤嚥リスクをマネジメントし、職員の意識向上を図るとともに衛生面の徹底・技術の向上を図り厨房内の管理体制を確立し、安心・安全な食生活の提供に努めます。また、利用者満足度向上のため、嗜好調査を実施しニーズを把握します。

- ① 摂取状況を観察し、栄養士、看護職員との連携を図り適切な食事を提供します。
- ② 摂取困難な入居者に対しては、食事形態の変更等を図ります。
- ③ 朝食は、主食を選択方式します。(週1回実施)

ご飯またはパン、温かい牛乳か冷たい牛乳またはヤクルト

- ④ メリハリのある食事として年8回イベント食やデモンストレーションクッキングを提供します。
- ⑤ 昼食には、月2回選択できる食事を提供します。
- ⑥ おやつは、利用者とともに作る「お菓子作り」を年に3回提供します。

⑦ 味のみでなく、見た目の「おいしさ」や「季節感」・「調理の臨場感」を感じてもらえる食事を提供します。

(5) 看取り介護の実施

利用者が人生の終焉を迎えた時に、看取り介護指針に基づいたご本人及びご家族等の意向を尊重したケアを実施することで安らげる生活の場を提供し、自然な状態のままで残された余命を平穏に過していただきます。

(6) 健康管理

利用者の多様な疾患の実態を把握し、介護職員等と協働し健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、常に嘱託医その他かかりつけ医、家族等との連携を図るほか、必要に応じ専門の医療機関の診察を受け、健康管理に万全を期すものとします。特に、感染症の予防と早期対応に努めます。

また、救急時の対応として、医師と連携し協力医療機関等での治療が受けられるように努め、速やかに身元引受人及び家族等への連絡を行い、状況報告に努めます。

① 在宅療養支援診療所の診察 内科 月2回 状態に応じて往診あり

② 健康診断 年1回

③ 体重測定 隔月

④ 予防接種 インフルエンザ予防接種等

⑤ 職員の健康管理

定期健康診断 年 夜間勤務職員 2回、その他の職員 1回

定期検便 年 直接処遇職員 1回、栄養士 毎月

⑥ 看取り介護状態利用者の家族へ状況報告や医師との連携を行います。

(7) 余暇支援

利用者の多様なニーズに合わせた個別の活動を提供する。個別化の充実を図り、行事参加、サークル活動、創作活動、リハビリ活動を支援していきます。

(8) 空床の活用

利用ニーズに応えるために、長期入院及び入居前の空床を活用し、短期利用を受け入れることができます。

(9) 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図るため、また、利用者の希望等を聴取するための会議を開催します。

- ① 職員会議 月 1回
- ② 給食委員会 月 1回
- ③ リーダー会議 月 1回
- ④ ケア会議 月 1回 (苦情対応・排泄ケア・身体拘束等含む)
- ⑤ 行事委員会 月 1回 (防災会議含む)
- ⑥ 事故検討委員会 年3回
- ⑦ 感染委員会 年2回
- ⑧ 看取委員会 年2回
- ⑨ 入居者懇談会 年4回
- ⑩ 運営推進会議 年6回

(10) 研修

職員の資質の向上を図るため、苑内研修及び苑外研修に積極的に参加します。

- ① 苑内研修 新任研修、処遇研修、接遇研修、勉強会、看取りケア研修等を実施します。(大洞岐協苑の苑内研修も活用)
- ② 苑外研修 各機関が実施する研修会に参加し、研修報告の機会を設けます。
- ③ 介護職員等は、自主研修に努めます。

(11) 非常災害対策

利用者の安全を図るため、別に定める防災等管理規程に従って、避難救出訓練と防災会議を年2回実施します。また、消防施設の保全及び整備点検に努めます。

(12) 建物施設管理

建物、施設等は、保守点検を定期的に行うほか、清潔な生活環境を整えるため清掃、消毒等を行うものとします。

2 日野岐協苑短期入所生活介護事業計画

日野岐協苑の短期入所生活介護事業は、多様なニーズに対応するため家族や関係事業所と連携を深め、利用者の在宅生活の維持に貢献します。

安全かつ快適に施設を利用していただくために利用者本位の生活づくりを目指し、施設において日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

また、地域との連携や医療的ニーズに応え、安心して在宅生活を送れるよう、利用者一人ひとりに誠意をもって対応し、利用者及び家族が満足できるサービスを提供し、温かく落ち着きのある、信頼される施設づくりを目指します。

(1) 重点目標

- ① 利用者・家族・ケアマネジャーが安心して利用できるサービスを提供します。
- ② 地域包括ケアシステムへ参画し、地域から必要とされる事業所を目指します。

(2) 介護サービス

- ① 居宅サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止及び利用者の心身の状況に応じ適切なサービスの提供をします。
- ② 利用者に対し、1週間に2回以上その状態に応じ適切な方法により入浴、清拭及び部分浴を実施します。
- ③ 排泄の自立についての誘導、排泄訓練など必要な援助を行います。
- ④ おむつの使用者には、形態別おむつ使用、随時交換など適切な介助を行う。また、自立の支援として、おむつを使用しない排泄の提案をします。
- ⑤ 口腔ケア、離床、着替え、整容等の介護を適切に行います。
- ⑥ 利用者の身の周りの整理整頓に努め、室内の換気、温度調整に注意を払い、落ち着いた環境空間を提供します。
- ⑦ 衣類は清潔に心掛け、洗濯は適切に行います。
- ⑧ 心身の状況等を踏まえ、必要に応じて生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行います。

(2) 食事サービス

- ① 摂取状況を観察し、栄養士、看護職員との連携を図り適切な食事の提供を図ります
- ② 摂取困難な利用者に対しては、食事形態の変更等を図ります。
- ③ 朝食は、週1回程度、主食を選択方式にします。(ご飯かパン・牛乳かヤクルト)
- ④ メリハリのある食事として年8回のイベント食を提供します。

(3) 健康管理

利用者の健康の保持増進を図るとともに疾病の予防、異常の早期発見と日常の健康状態の把握に努め、必要に応じケアマネジャー・主治医又は嘱託医との連携を図る等、健康管理に万全を期すものとします。

(4) 生活相談

生活相談員をはじめ職員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(5) 送迎サービス

- ① 送迎の実施地域を岐阜市全域、羽島郡岐南町、関市西部地区、各務原西部地区等と

し、それ以外の地域に関しても相談に応じて対応します。

- ② 365日の送迎体制を確立し、利用者や家族の希望に添った送迎時間を可能な限り行います。

(6) 余暇支援サービス

年間を通して苑内の交流会等の行事やサークル等を行います。また、興味関心がある活動を提供し余暇支援の充実を図ります。

(7) 会議等

事業運営の適正及び職員間の連携を図る為に併設の有料老人ホームと協働し委員会活動を実施します。また、短期入所生活介護事業のサービスを向上させるためショートステイ検討会(必要時)を開催します。